

厚生労働省が社会保障審議会に対して、 介護保険制度見直しの論点を正式に提示

厚生労働省は10月31日、介護保険制度改定にむけ「社会保障審議会」の部会で、見直しの論点を正式に提示しました。

介護保険制度見直し七つの論点

＝負担増・給付減の中心＝

■利用者負担

介護保険サービスの利用者負担は原則1割です。自公政権はこれまでの改悪で一定所得以上に2～3割負担を導入してきました。

厚労省は今回、医療では75歳以上の窓口負担が2割以上の人が約30%いるのに介護保険では利用者負担が2割以上の人は8・9%だと主張。

10月に窓口負担増を強行した75歳以上の医療改悪を口実に、介護の2～3割負担の対象者を拡大しようとしています。

■「軽度者」外し

保険給付抑制へ財務省や経団連が最も重視するのが、要介護1、2を「軽度者」として訪問介護などを保険給付から外し、市区町村が運営する「総合事業」へ移行させることです。すでに要支援1、2を総合事業へ移行させたことで、保険料を払っているのに必要なサービスが受けら

れなかったり、介護報酬より単価が低いため介護事業所の経営悪化に追い打ちをかけたといった問題が生じています。

■ケアプラン

一人ひとりの状態に応じてケアマネジャーが作成する介護計画（ケアプラン）には現在、利用者負担がありません。ケアプラン作成料が足かせとなって利用を控える人が出ないようにするためです。経団連は有料化を強力に求めており、今回も論点に入りました。

■老健多床室

自公政権は、制度開始時は保険給付の対象だった特養ホームなどの入所者の部屋代（水光熱費など）を、“在宅で介護保険サービスを利用している人との公平性”を口実に保険給付から外してきました。今回は介護老人保健施設（老健）などの多床室の部屋代を保険給付から外そうとしています。

■対象年齢

介護保険制度は40歳から保険料を納め、サービスを利用できるのは原則65歳からです。少子高齢化の影響で40～64歳人口の減少と65歳以上人口の増加が進むことを口実に、保

険料納付年齢の引き下げと、サービス利用年齢の引き上げが盛り込まれました。

■補足給付

特養ホームなどに入所（利用）している低所得者の食費・居住費を減額する補足給付制度。昨年の収入・資産要件改悪で多くの入所者を対象外とし月2万～7万円の負担を強いたのに続き、今度は資産要件にこれまでの金融資産に加え、新たに不動産を要件にすることが論点に入りました。持ち家があれば補足給付の対象外となりかねません。

■保険料負担

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2911円が昨年は6千円超と倍以上に高騰（全国平均）。2040年には9千円を突破する見通しです。そこで「高所得者」の負担を引き上げ低所得者の負担増を抑える方向性が示されました。国庫負担割合を引き上げるなどの抜本策には手をつけず、高齢者間で痛みを分け合えというものです。

厚生労働省が示した介護制度改悪内容

- ・セジュール介護保険サービスの利用料2～3割負担の対象拡大
- ・要介護1、2の訪問介護などの保険給付外し
- ・ケアプランの有料化
- ・老健施設などの相部屋（多床室）の有料化
- ・保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ
- ・補足給付の資産要件に不動産を追加
- ・「高所得者」の保険料引き上げ

組合員のみならず、ぜひご意見・ご要望をお聞かせ下さい。
(事務局)